様式第九十七を次のように改める。

様式第九十七（第二百二条関係）

検　定　記　録　表

製造販売業者又は選任製造販売業者の氏名			
製造業者の氏名			
品目の名称		合否決定年月日及び対象数量	
製造番号又は製造記号		出納を行った年月日及び対象数量	
製造年月日及び製造数量		合格した旨を表示した年月日及び対象数量	
検定申請年月日及び申請数量		都道府県確認年月日及び対象数量	
抜取り年月日及び抜取り数量		出荷判定年月日及び対象数量	
薬事監視員の氏名	抜取り		
	保管の確認		
	表示の確認		
の合否別	合格番号		
	不合格品の処置		
備考			

（注意）

1　この記録表は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。

2　検定合格証明書の交付を受けた場合にあつては、この記録表とともに保管すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条の規定によりされた申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の取扱いに関しては、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百九十八条第一項、第百九十九条第二項及び第三項、第二百一条第二項並びに様式第九十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号） （略） 第百九十九条第二項の規定による記録の保存	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号） （略） 第百九十六条の十第二項の規定による書面の保存 （新設） 第二百八十条の七第一項の規定による登録台帳の備付け
（略）	（略）

○農林水産省令第四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日　農林水産大臣　江藤　拓

家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の五中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　次に掲げる事項（馬の所有者にあつては、ト及びリを除く。）を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し

イ　従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

ロ　海外渡航時及び帰国後の注意事項

ハ　海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起